

第20回アシテジ世界大会／2020 国際子どもと舞台芸術・未来フェスティバル
未来ミーティング「『文化権』を知る」
帝塚山大学第名誉教授 中川幾郎

1. 地球温暖化や環境破壊がもたらすもの

それは、疾病、戦争、大災害の頻発であり、日常的な矛盾、格差、差別が極大化することである→貧困の拡大、経済格差の拡大、社会的差別の拡大と表面化

日本の子どもの7人に一人が貧困

日本の子どもの5人に一人がHSC(Highly Sensitive Child)

日本の小中学校に通う子どもの7人に一人が就学援助の対象

母子家庭の貧困率は50%

2. 今、子どもがどのような現実直面しているか

経済的貧困、時間的貧困、機会的貧困、健康的貧困、社会的貧困

3. 「障害者文化芸術活動推進法」が制定された意義

(1) 特にその基本となる国際法上の基盤は

・世界人権宣言第27条「文化的権利」(1948年12月10日)

・国際人権規約A(社会権)規約第15条「文化的な生活に参加する権利」(1966年12月16日国連総会採択、1976年発効、日本国は1979年批准)

・「文化的人権」の積極的な実現へ

(2) 個別の人権条約上の文化的権利の規定の存在

・女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約 第13条(c)

・児童の権利条約 第13条1及び2

・障がい者権利条約 第30条

(3) 劇場・音楽堂活性化法(2013年3月)

・教育、福祉と連携した公共劇場へ

(4) 文化芸術基本法(2001年12月7日制定、2017年6月23日改正)

・地理的不平等の克服から、「年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域に関わらず」へと

※さあ、次は、「子どもの文化芸術活動促進法」の制定へ

4. 文化的人権保障政策は地方自治体の自治事務

市民を対象とした文化的人権保障行政は、自治体における「文化政策」が主に担保する自治体の事務は、法定受託事務と自治事務に大別される

自治事務は、また、法定自治事務と法定外自治事務とに分類される

自治体文化政策(図書館、博物館、劇場・音楽堂(文化ホール)経営、生涯学習の推進)は、法定外自治事務であり、自治体文化条例で政策を担保する必要がある

5. 「文化的人権」とは何か?

- ・「人権」とは→究極的には、自己決定権を示す
- ・「文化的な生活に参加する権利」とは?

※「すべての集団もしくは個人が、自らの人格の全面的な発達、調和のとれた生活及び社会の文化的進歩を目的として、自己を自由に表現し、伝達し行動し、かつ創造的活動に従事することを保障された具体的な機会」(ユネスコ「大衆の文化的な生活への参加及び寄与を促進する勧告」による)

→要するに、「表現」「伝達・交流」「学習・創造」のサイクルが保障されること

6. 劇場・音楽堂活性化法や文化芸術基本法制定の意義

- ・劇場・音楽堂活性化法(2012年6月)では

「市民会館」「公立文化ホール」などを、改めて「劇場・音楽堂等」と位置づけ、本法15条で学校教育との連携を明確化し、それらの施設を準社会教育機関として意味づけた。

また、その前文において、劇場・音楽堂等は、「個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況にかかわらず、すべての国民が(中略)のための場として機能しなくてはならない。」と記載されている。この時点では、「個人を取り巻く社会的状況」という記述であるが、文化芸術基本法の、障がい者まで含んだ社会包摂的理念に至る過渡的な記述として明記されるべきであろう。

さらに、劇音活性化法第16条に掲げる文部科学大臣による「指針」の具体的な記述では、劇場・音楽堂等が、「社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤」(指針前文)と明記されているほか、教育機関だけではなく社会福祉施設や医療機関との連携も図るべきである(指針第2、4(1)イ)と明記されている

- ・文化芸術基本法(2017年6月)では

この法では「国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は、居住する地域に関わらず等しく(以下略)」と詳述されている。つまり、旧法では機会の平等における地域的偏差(の克服)のみが記述されていたのに対して、年齢(世代的格差)、障害の有無、経済的状況(経済的格差)までを包含して記述するに至っている。

7. つまり、自治体の文化行政は、「文化的人権行政」が基本である

- ・市民の「文化的人権」を保障するとは
 - (マル)、△(サンカク)、□(シカク)の原則に立つこと

- あらゆる文化的表現のジャンルにふれる機会を供給し
- △男女、すべての世代の人、さまざまな障がいを持つ人、多様な民族、国籍の人に
- 地域的偏差を超えて、
- 文化的人権を保障すること

8. 余暇社会対応型思考から脱却する

- ・図書館は、単なる無料貸本屋か?
- ・博物館は、公設見世物小屋か?
- ・公民館は、安上がりのカルチャーセンターか?
- ・公立文化ホール(劇場・音楽堂)は、公設演芸場か?
「暇」「金」「健康」「家族」という四つの豊かさを持つ人ばかりが得をする施策は、果たして社会的公正に沿うのか(国際成人教育会議での批判)

9. 都市活性化政策としての文化行政が招く誤解

- ・人権政策、福祉政策としての市民文化行政は、水平的思考(公平・平等)に立つ
→社会福祉的公益、政治的合理性利益、Public Benefit
 - ・都市活性化、観光振興、都市プロモーションとしての文化行政は、垂直的思考(選択的、重点的、集中的)に立つ
→経済的公益、経済的合理性利益 Public Interest
- ※この二つを、同時に議論してはならないこの二つは、文化や芸術が媒介項ではあるが、立脚する理念、価値が上記のように全く異なる。

10. 法定(外)自治事務としての自治体文化行政の根拠

- ・自治体文化条例があるか(そこに子どもの文化的人権保障がうたわれているか)
- ・自治体文化基本計画があるか(そこに具体的な子どもの文化的人権保障施策が実在しているか)
- ・自治体文化審議会があるか(審議会による施策の点検、政策の有効性評価がなされているか)

11. 障害者文化芸術活動促進法がもたらした波及効果

- ・他の人権分野の行政(子どもの人権)に再点検の動きを促す
- ・自治体文化行政に(子どもの人権に対する)目覚めや気付きをもたらす
- ・「余暇社会型」に転落してきた生涯学習行政に施策革新の機会をもたらす

※ユネスコのいう「生涯学習」の二つの主題は

- 個人的自己決定能力の確立
- 集団的自己決定能力の確立

12. 結論

(中川幾郎)

子ども文化地域コーディネーター協会理事長

日本文化政策学会顧問

前滋賀県文化審議会会長

前大阪府市文化振興会議副会長

現在 大阪府堺市、東大阪市、奈良県奈良市、広陵町 滋賀県草津市、近江八幡市
三重県四日市市、伊賀市、山形県酒田市などの文化審議会会長を務める。他に、
長崎県地域ブランディング推進委員、文化庁芸術支援員、厚生労働省・文化庁共
管「障害者文化芸術活動促進法に基づく基本計画」作成ワーキンググループ委員
などを務める。

表現の自由は当たり前

国家や社会は文化的な生活に参加する権利